

防整施第12161号
令和4年6月23日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設工事における技術提案・交渉方式について（通知）

標記について、別冊のとおり定め、令和4年7月1日以降に手続開始の公示を行う案件から、適用することとしたので通知する。

添付書類：別冊「建設工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

建設工事における
技術提案・交渉方式の運用ガイドライン

令和4年6月

目次

目次

1. 本運用ガイドラインの位置付け	4
1.1 目的	4
1.2 本運用ガイドラインの構成	4
2. 技術提案・交渉方式の導入について	5
2.1 関係法令上の整理	5
2.2 適用工事の考え方	7
2.2.1 技術提案・交渉方式で適用する契約方式	7
2.2.2 総合評価落札方式と技術提案・交渉方式の適用工事	7
2.2.3 「発注者が最適な使用を設定できない工事」への適用	8
2.2.4 「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」への適用	8
2.2.5 契約タイプの概要	10
2.3 技術提案・交渉方式の導入検討時期	14
3. 「設計・施工一括タイプ」の適用	15
3.1 契約形態と手続きフロー	15
3.1.1 契約形態	15
3.1.2 設計・施工の調達時期	15
3.1.3 手続きフロー	16
3.2 参考額	17
3.2.1 参考額の設定	17
3.2.2 参考額と見積額の乖離に伴う見直し	19
3.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等	20
3.3.1 説明書への記載	20
3.3.2 技術評価項目の設定等	21
3.3.3 評価項目・基準の設定例	24
3.3.4 ヒアリング	25
3.3.5 技術提案の改善（技術対話）	25
3.3.6 優先交渉権者の選定と通知	28
3.4 価格等の交渉	29
3.4.1 見積書等の提出	29
3.4.2 契約額の変更の考え方（リスク分担）	30
3.4.3 技術提案を踏まえた調査、協議	30
3.4.4 発注者における事前準備	30
3.4.5 価格等の交渉の実施	30
3.4.6 価格等の交渉の成立	31

3.4.7	予定価格の作成	31
3.4.8	交渉不成立時の対応	33
3.5	工事の契約図書への記載	33
4.	「技術協力・施工タイプ」の適用	34
4.1	契約形態と手続フロー	34
4.1.1	契約形態	34
4.1.2	設計業務と技術協力業務の開始時期	35
4.1.3	設計業務と技術協力業務の実施期間	36
4.1.4	手続フロー	37
4.2	参考額	39
4.2.1	技術協力業務の契約に関する参考額の設定	39
4.2.2	工事の契約に関する参考額の設定	39
4.2.3	参考額と見積額の乖離に伴う見直し	42
4.3	説明書への記載と優先交渉権者の選定等	43
4.3.1	説明書への記載	43
4.3.2	技術評価項目の設定等	45
4.3.3	評価項目・基準の設定例	47
4.3.4	ヒアリング	52
4.3.5	技術提案の改善（技術対話）	52
4.3.6	優先交渉権者の選定と技術協力業務の契約	54
4.4	設計協力協定書への記載と技術協力業務の実施	56
4.4.1	設計協力協定書への記載	56
4.4.2	設計業務及び技術協力業務の実施	57
4.4.3	技術協力業務の契約図書	63
4.4.4	設計業務の設計図書等	64
4.5	価格等の交渉と基本協定書への記載	66
4.5.1	見積書等の提出	66
4.5.2	契約額の変更の考え方（リスク分担）	67
4.5.3	技術提案を踏まえた調査、協議	68
4.5.4	発注者における事前準備	68
4.5.5	価格等の交渉の実施	68
4.5.6	価格等の交渉の成立	69
4.5.7	予定価格の作成	69
4.5.8	交渉不成立時の対応	70
4.5.9	基本協定書への記載	72
4.6	工事の契約図書への記載	74
5.	「設計交渉・施工タイプ」の適用	75
5.1	契約形態と手続フロー	75

5.1.1	契約形態	75
5.1.2	設計業務の開始時期	76
5.1.3	設計業務の実施期間	76
5.1.4	手続フロー	77
5.2	参考額	79
5.2.1	設計業務の契約に関する参考額の設定	79
5.2.2	工事の契約に関する参考額の設定	79
5.2.3	参考額と見積額の乖離に伴う見直し	82
5.3	説明書への記載と優先交渉権者の選定等	83
5.3.1	説明書への記載	83
5.3.2	技術評価項目の設定等	85
5.3.3	評価項目・基準の設定例	88
5.3.4	ヒアリング	89
5.3.5	技術提案の改善(技術対話)	90
5.3.6	優先交渉権者の選定と設計業務の契約	92
5.3.7	設計業務の実施	93
5.3.8	設計業務の設計図書	95
5.4	価格等の交渉と基本協定書への記載	96
5.4.1	見積書等の提出とリスク分担の考え方	96
5.4.2	契約額の変更の考え方(リスク分担)	97
5.4.3	技術提案を踏まえた調査、協議	97
5.4.4	発注者における事前準備	97
5.4.5	価格等の交渉の実施	97
5.4.6	価格等の交渉の成立	98
5.4.7	予定価格の作成	99
5.4.8	交渉不成立時の対応	100
5.4.9	基本協定書への記載	101
5.5	工事の契約図書への記載	103
6.	技術提案・交渉方式の結果の公表	104
6.1	結果の公表	104
6.1.1	手続開始時の公表事項	104
6.1.2	技術協力業務・設計業務契約後の公表事項	105
6.1.3	工事契約後の公表事項	107
6.2	中立かつ公正な審査・評価の確保	115
6.2.1	学識経験者の意見聴取	115
6.2.2	技術提案に関する機密の保持	116
6.3	契約過程に関する苦情処理	117

1. 本運用ガイドラインの位置付け

1.1 目的

平成26年6月4日に公布され、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第56号）において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）が新たに規定された。

本運用ガイドラインは防衛省の建設工事において、技術提案・交渉方式を適用する際に参考となる手続等を定めたものであり、技術提案・交渉方式を適用する場合は本運用ガイドラインを参照しつつ、関係する法令等に従って、適切な運用に努められたい。

1.2 本運用ガイドラインの構成

本運用ガイドラインは表 1-1の構成となっている。

- ◆ 1～2章は、技術提案・交渉方式の全般的な考え方について記載している。
- ◆ 3～5章は、技術提案・交渉方式で適用する契約タイプについてタイプ別に手続を記載している。
- ◆ 6章は、全ての契約タイプに共通する事項を記載している。

表 1-1 本運用ガイドラインの構成

1. 本運用ガイドラインの位置付け		
2. 技術提案・交渉方式の導入について		
3. 「設計・施工一括タイプ」の適用	4. 「技術協力・施工タイプ」の適用	5. 「設計交渉・施工タイプ」の適用
3.1 契約形態と手続フロー	4.1 契約形態と手続フロー	5.1 契約形態と手続フロー
3.2 参考額	4.2 参考額	5.2 参考額
3.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等	4.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等	5.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等
3.4 価格等の交渉	4.4 設計協力協定書への記載と技術協力業務の実施	5.4 価格等の交渉と基本協定書への記載
3.5 工事の契約図書への記載	4.5 価格等の交渉と基本協定書への記載	5.5 工事の契約図書への記載
—	4.6 工事の契約図書への記載	—
6. 技術提案・交渉方式の結果の公表		

タイプ別の手続

2. 技術提案・交渉方式の導入について

2.1 関係法令上の整理

平成26年6月4日に公布され、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第56号）において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする技術提案・交渉方式が新たに規定された。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号

平成26年6月4日最終改正

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

技術提案・交渉方式は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第18条の規定により、発注者が、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難な場合に適用される。

具体的に適用される工事としては、

- ①「発注者が最適な仕様を設定できない工事」
- ②「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」

が想定される。

上記のような工事については、発注者がその目的を達成するため、「発注者の要求を最も的確に満たす技術提案」を公募し、審査の上で最適な技術提案を採用し、当該技術提案を踏まえて仕様・価格を確定の上、工事を行うことが必要である。

具体的に技術提案で求める「発注者の要求」としては、

- ①「発注者にとって最適な仕様」
- ②「仕様の前提となる条件の不確実性に対する最適な対応方針」

が想定される。

当該技術提案は標準的なものではなく、各社独自の高度で専門的なノウハウ、工法等を含んでおり、これを踏まえて的確に工事を実施できる者は、当該技術提

案を行った者しか存在しないため、会計法においては第29条の3第4項に規定される「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。

また、政府調達に関する協定（1994年協定、改正協定）及びその他政府調達に関する国際約束（以下「政府調達協定等」という。）対象工事の場合は、改正協定第13条「限定入札」の1(b)(ii)に規定される「特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていること。」又は同(iii)「技術的な理由により競争が存在しないこと。」のいずれかに該当する場合に限り当該方式を適用することが可能となる。

よって、政府調達協定等や国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令等の関連する国内法令の要件を満たしていることが必要となる。

当該方式の適用に際しては、公正性及び経済性を確保することも当然に必要であり、いやしくも不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことがあってはならない。

なお、随意契約の扱いとしては、建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式と同様の考え方となる。

2.2 適用工事の考え方

2.2.1 技術提案・交渉方式で適用する契約方式

技術提案・交渉方式は契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を特定する方法の一つである。

また、技術提案・交渉方式は、施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を活用することを目的としており、この目的を達成するため、一般的な「工事の施工のみを発注する方式」と異なり、設計段階において施工者ⁱが参画することが必要となる。

このため、技術提案・交渉方式の適用が考えられる契約方式は、「設計・施工一括発注方式」又は「設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）」の2種類である。（図 2-1参照）

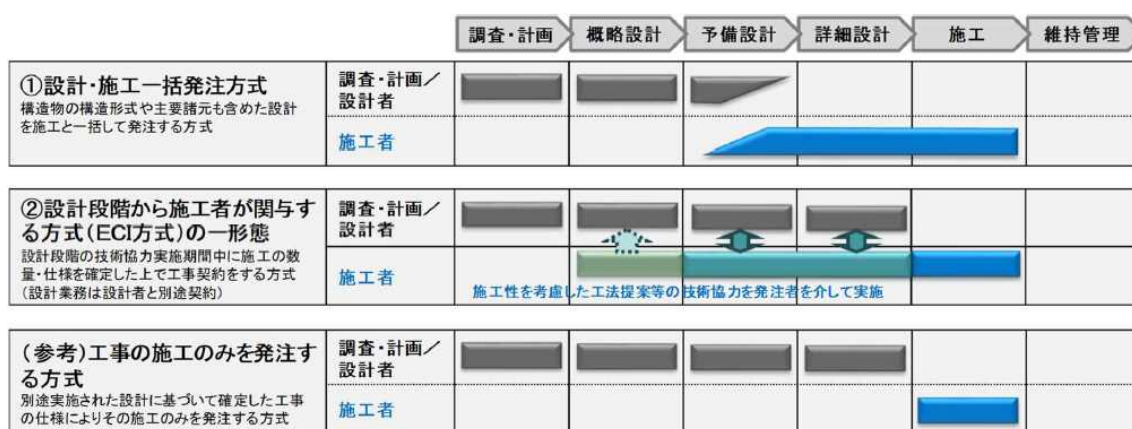


図 2-1 技術提案・交渉方式の適用が考えられる契約方式（イメージ）

2.2.2 総合評価落札方式と技術提案・交渉方式の適用工事

図 2-1における「①設計・施工一括発注方式」では、総合評価落札方式の適用も考えられるが、「公示段階で仕様の確定が困難」かつ「最も優れた技術提案によらなければ工事目的の達成が難しい」工事に対して技術提案・交渉方式を適用するものとする。

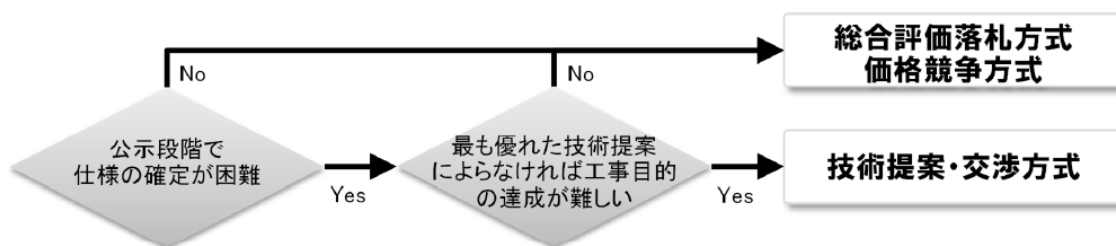


図 2-2 総合評価落札方式と技術提案・交渉方式の適用工事の考え方

ⁱ 建築工事においては、施工者が設計を行う場合は、建築士法上、建築士事務所登録がされている必要がある。

2.2.3 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」への適用

2.1に示した「発注者が最適な仕様を設定できない工事」として、以下のような特性を有する工事への適用が想定されるが、具体の適用に当たっては学識経験者等への意見聴取を行い、適用の妥当性について審査を実施するものとする。

- ◆ 技術的難易度が高く、通常の工法では施工条件を達成し得ないリスクが大きいことから、発注者側において最適な工法の選定が困難であり、施工者独自の高度で専門的な工法等を活用することが必要な工事。

【適用工事として以下のような例を想定】

例1) 国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

→施工者によって得意とする橋梁構造が異なり、また、通行止めを要しない施工計画の作成には、施工者独自の高度で専門的な工法等があることから、多様な施工方法から最適なものを採用する必要がある。

例2) 社会的に重要な路線である一方、これまでに施工された実績が無いような厳しい施工ヤードの制限や周辺交通・環境への配慮が特に必要とされることから、高度な工法等の活用が必要な立体交差化工事
→周辺交通への影響等を最小限にするための工事目的物の構造形式の変更は、施工者独自の高度で専門的な工法等があることから、多様な施工方法から最適なものを採用する必要がある。

2.2.4 「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」への適用

2.1に示した「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」として、以下のような特性を有する工事への適用が想定されるが、具体の適用に当たっては学識経験者等への意見聴取を行い、適用の妥当性について審査を実施するものとする。

- ◆ 構造物の大規模な修繕において、損傷の不可視部分が存在するなど、仕様の前提となる現場の実態の把握に制約があるため、その状況に合わせた施工者独自の高度な工法等の活用が必要な工事。
- ◆ 大災害からの復興事業など、その遅延により地域経済に大きな影響を及ぼすことが想定される大規模プロジェクトにおいて、早期の着手・完成・供用を図るため、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、施工者独自の高度な工法等の反映が必要な工事。
- ◆ 発注者側において最適な工法の選定が困難であり、施工者独自の高度で専門的な工法等を活用することが必要な工事で、施工者の提案を仕様に反映すると、地盤支持条件、交差物（河川、道路等）管理者との協議に基づく設計・施工条件が変更される可能性が高い工事。

【適用工事として以下のような例を想定】

- 例1) 構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事
→施工時の構造特性や現場条件を考慮しながら、損傷の不可視部分について調査を行い、的確な修繕を実施するため、仕様を決定する前の段階で、現場の実態の把握に制約があることを踏まえ、施工者独自の高度な工法等を活用する必要がある。
- 例2) 大震災の被災地における大規模で複合的な復興事業の早期実施のために行う工事
→大規模で複合的な復興事業の早期実施のため、仕様を決定する前の段階で、施工者独自の高度な工法等を反映する必要がある。
- 例3) 現道の交通量が非常に多い交差点の立体化工事で、現道交通への影響を最小化し、工期内での確実な工事実施が求められる工事
→周辺交通への影響等を最小限にするための工事目的物の構造形式、橋脚位置の変更を含む施工者独自の高度で専門的な工法等を反映する。施工者の提案を仕様に反映するにあたり、新たに道路管理者、警察等との協議が必要になる。

2.2.5 契約タイプの概要

(1) 契約タイプの選定

技術提案・交渉方式では、契約方式として「設計・施工一括発注方式」と「設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）」の適用が考えられる。

本運用ガイドラインでは、「設計・施工一括発注方式」として①設計・施工一括タイプ、「設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）」として②技術協力・施工タイプ及び③設計交渉・施工タイプの3種類の契約タイプに分類し、図2-3の選定フローを参考に契約タイプの選定を行う。

設計・施工一括タイプは、公示段階で仕様の前提となる条件が十分に確定している場合に適用する。

公示段階で仕様の前提となる条件が不確定な場合（技術提案によって仕様の前提となる条件が変わる場合を含む）には、技術協力・施工タイプ、設計交渉・施工タイプを適用する。

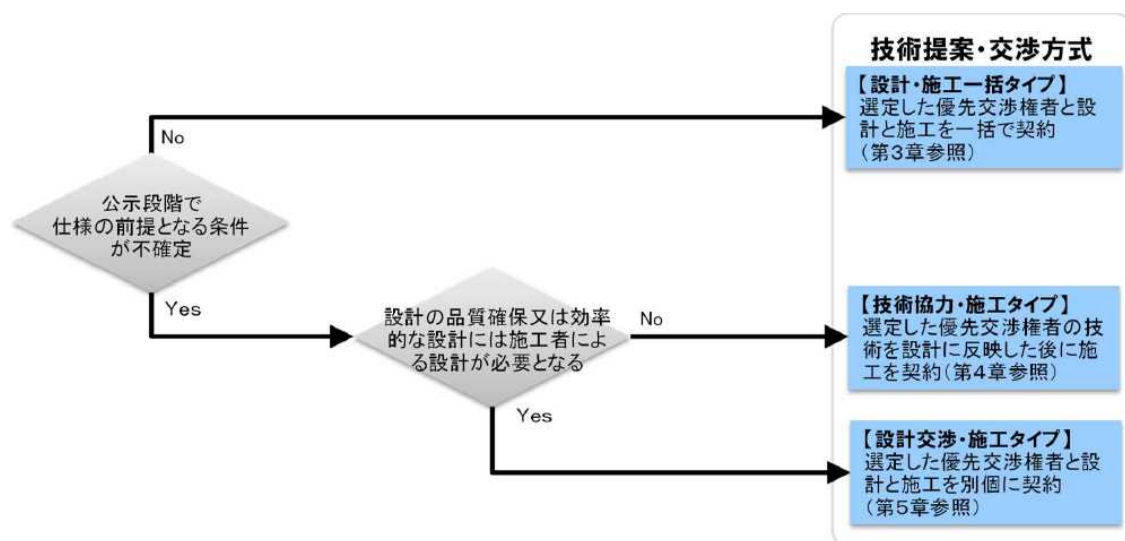


図 2-3 技術提案・交渉方式に適用する契約タイプの選定フロー

(2) 設計・施工一括タイプ【 ⇨ 第3章参照】

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、公示段階で仕様の前提となる条件が十分に確定している場合には、設計・施工一括タイプを適用することができ、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に設計及び施工の契約を締結する。

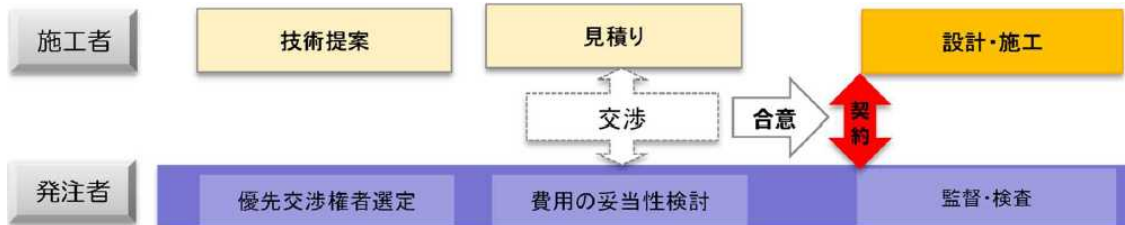


図 2-4 設計・施工一括タイプにおける契約形態

1) 施工者の責任

施工者は設計及び施工に対する責任を負うこととなる（ただし、発注者の指示に基づく設計及び施工の場合は除く。）。

2) 設計・施工契約額の変更の考え方（リスク分担）

総合評価落札方式による設計・施工一括発注方式と異なり、本タイプでは価格等の交渉を踏まえて発注者と施工者が合意した仕様、詳細な設計条件及び施工条件について、特記仕様書等の契約図書に具体的に反映することにより、発注者と受注者とのリスク分担が明確となる。

契約図書に示された設計・施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、必要と認められるときは、適切に契約図書の変更及び請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

3) 留意事項

比較的短い期間で価格等の交渉を行い、設計と施工を一括で契約するため、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなバラツキがある場合、発注者がその内容を短期間で評価することが困難となる。

そのため、発注者は、公示段階で仕様の前提となる条件を明示した上で、審査、交渉等を定められた期間内で実施できるよう、実績や検証に要するデータがほとんどなく審査に時間を要する提案、関係機関協議等の不確定要素を伴う提案を制限する等、的確な技術提案の提出を促すことが必要となる。

また、適用にあたっては、必要に応じて建設コンサルタントの活用等により、発注者側の体制を補完する。

(3) 技術協力・施工タイプ【 ⇨ 第4章参照】

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

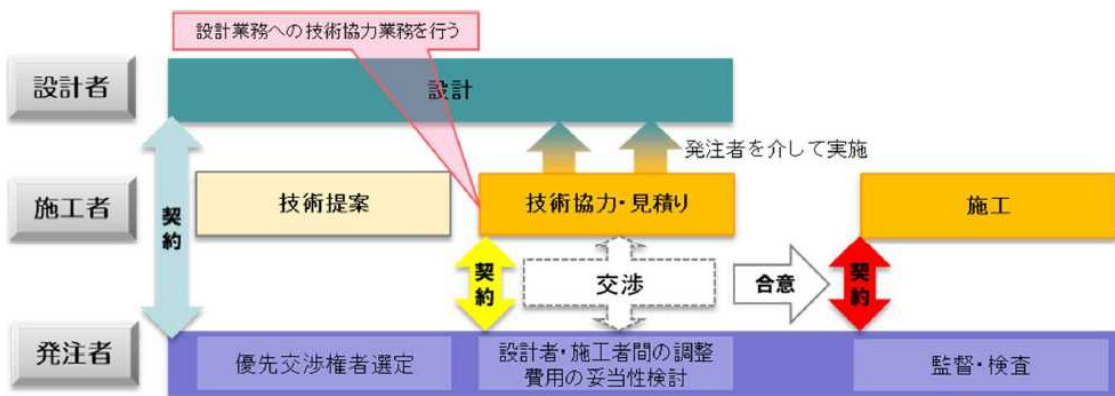


図 2-5 技術協力・施工タイプにおける契約形態

1) 設計者及び施工者の責任

設計者は設計に対する責任を負うこととなり、施工者は技術協力及び施工に対する責任を負うこととなる（ただし、発注者の指示に基づく設計、技術協力及び施工の場合は除く。）。

2) 施工契約額の変更の考え方（リスク分担）

技術協力及び価格等の交渉を踏まえて発注者と施工者が合意した仕様、詳細な施工条件について、特記仕様書等の契約図書に具体的に反映することにより、発注者と受注者とのリスク分担が明確となる。

契約図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、必要と認められるときは、適切に契約図書の変更及び請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

3) 留意事項

設計・施工一括タイプと比較して、発注者による設計への関与の度合いがより大きくなり、設計者と施工者間の調整能力が発注者側に必要となる。

そのため、必要に応じて建設コンサルタントの活用等により、発注者側の体制を補完する。

また、設計は、施工者と異なる建設コンサルタント等が実施するため、施工者自らでなければ設計できないような高度な独自技術に係る設計が必要となる場合は、当タイプではなく、設計交渉・施工タイプを適用する。

(4) 設計交渉・施工タイプ【 ⇨ 第5章参照】

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

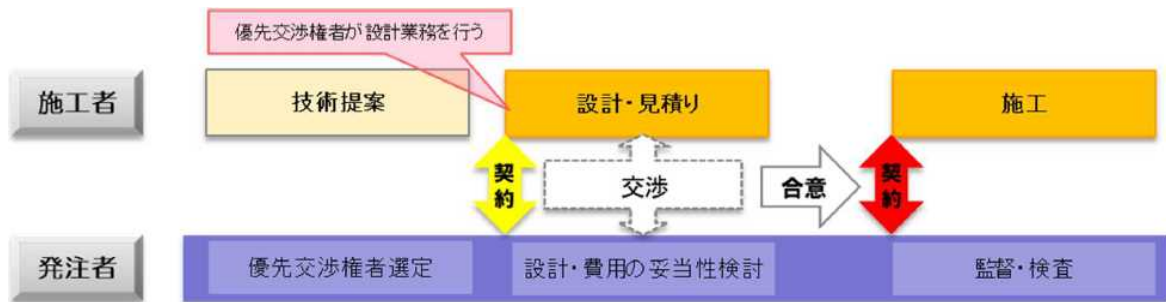


図 2-6 設計交渉・施工タイプにおける契約形態

1) 施工者の責任

施工者は設計及び施工に対する責任を負うこととなる（ただし、発注者の指示に基づく設計及び施工の場合は除く。）。

2) 施工契約額の変更の考え方（リスク分担）

設計及び価格等の交渉を踏まえて発注者と施工者が合意した仕様、詳細な施工条件について、特記仕様書等の契約図書に具体的に反映することにより、発注者と受注者とのリスク分担が明確となる。

契約図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、必要と認められるときは、適切に契約図書の変更及び請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

3) 留意事項

設計交渉・施工タイプは、発注者、施工者の二者体制となるため、施工者が実施する設計に対し、発注者が仕様、価格の妥当性等を的確に判断し、施工者に適切な指示を行う能力が発注者側に必要となる。

そのため、必要に応じて建設コンサルタントの活用等により、発注者側の体制を補完する。

2.3 技術提案・交渉方式の導入検討時期

技術提案・交渉方式は、設計段階から施工者（優先交渉権者）が関与し、設計に施工者の知見を反映する方式のため、技術提案・交渉方式の導入を詳細設計完了後に検討した場合、設計に施工者の知見を反映できる範囲が限定される可能性がある。

そのため、十分な検討の結果、「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」となることが見込まれる場合、計画、調査、予備設計等の事業上流段階から技術提案・交渉方式の導入を検討し、適切なタイミングから導入する必要がある。

また、実施設計、技術協力業務、工事に複数年を要する場合も多いことから、予算計画とも整合をとりながら技術提案・交渉方式の導入を検討することが必要である。

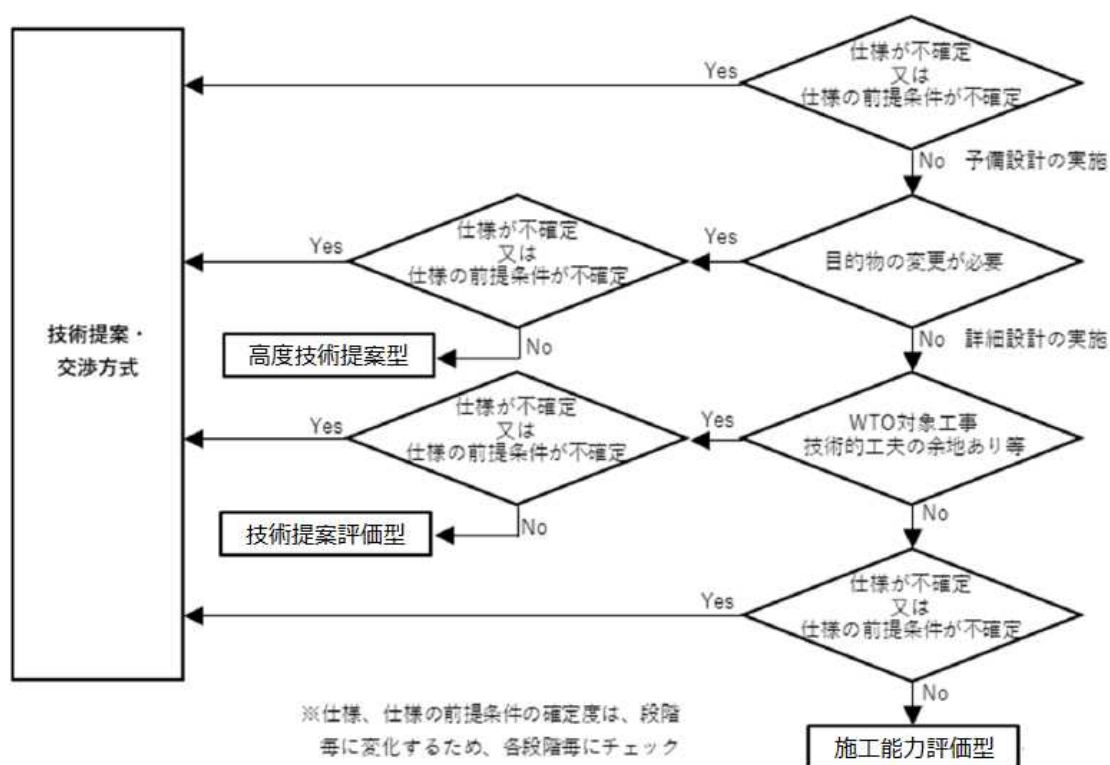


図 2-7 総合評価落札方式と技術提案・交渉方式の選定フロー

3. 「設計・施工一括タイプ」の適用

3.1 契約形態と手続フロー

3.1.1 契約形態

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、技術提案によって仕様の前提となる条件が変わることがなく、公示段階で仕様の前提となる条件が設計と施工を一括で契約できる程度に十分確定している場合等、設計・施工一括タイプを選定する場合の契約形態は図 3-1のとおりである。

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に設計及び施工の契約を締結する。

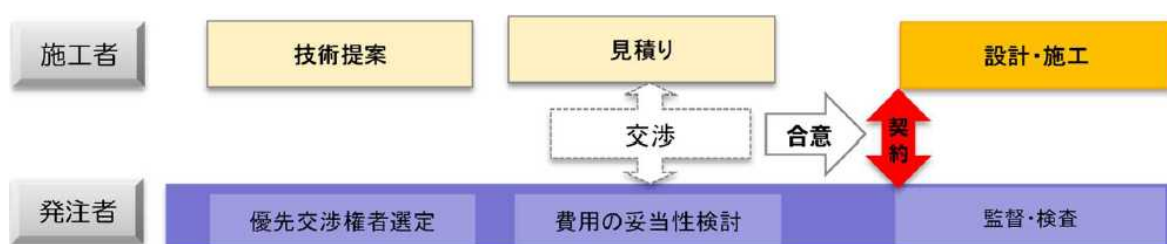


図 3-1 設計・施工一括タイプにおける契約形態

説明書には技術提案・交渉方式の設計・施工一括タイプの適用工事であることを記載する。

説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

() 工事概要

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計・施工一括タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に設計及び工事の契約を締結する。

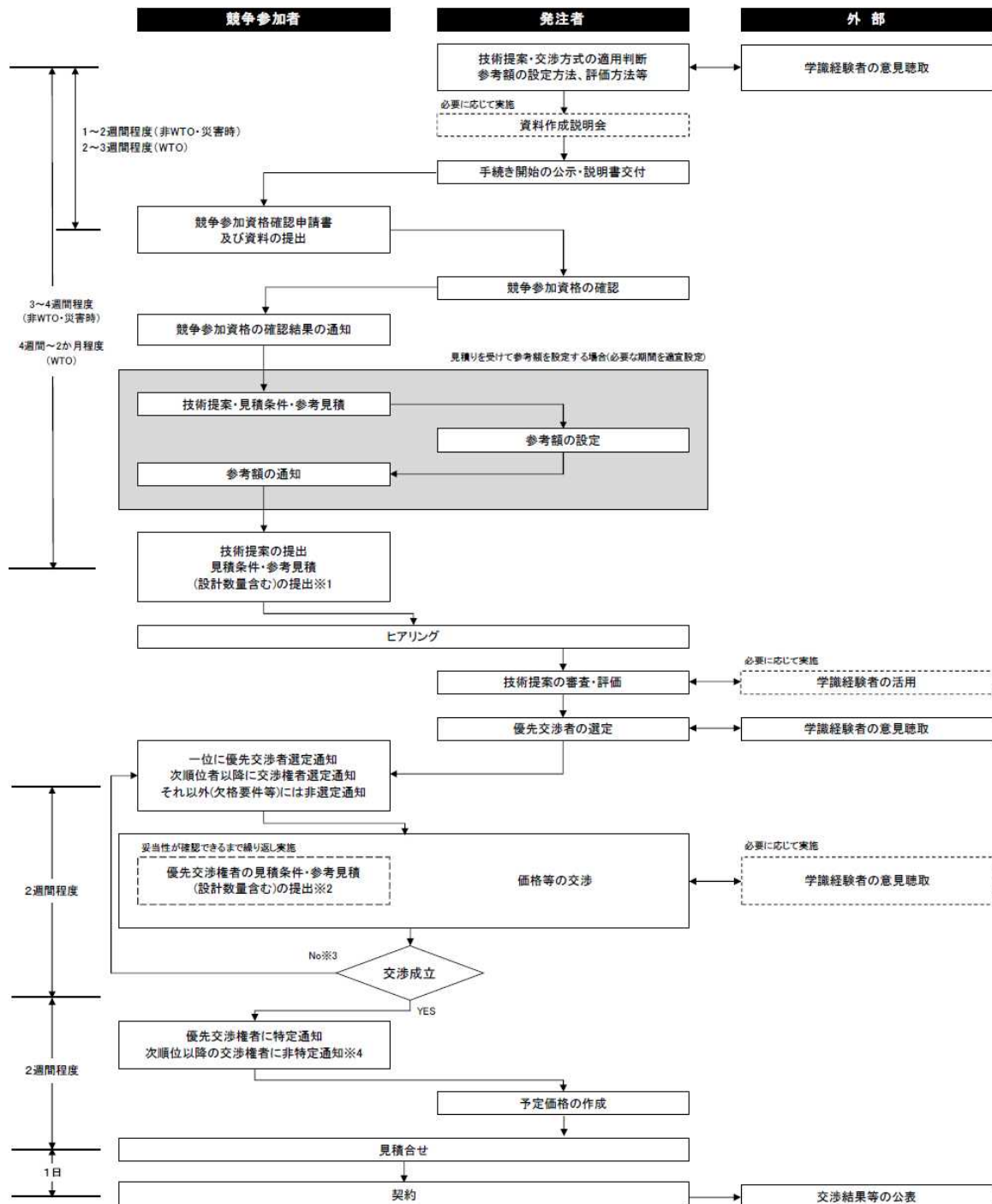
3.1.2 設計・施工の調達時期

設計・施工一括タイプは、比較的短い期間で価格等の交渉を行い、設計と施工を一括して契約するため、発注者は、競争参加者が提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難とならないよう、公示段階で仕様の前提となる条件が明示されることが必要である。

そのため、発注者は、当該工事の公示前に、必要な設計・施工条件の設定、交渉における比較参考資料等を作成するための調査・検討を実施し、調査・検討の実施状況を踏まえ、設計・施工一括タイプによる設計・施工の調達時期を検討する。

3.1.3 手続フロー

標準的な手続フローは図 3-2に示すとおりとし、これに沿って手続を行うものとする。



※1: 技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合。
 ※2: 技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させない場合。
 ※3: 次順位者を優先交渉権者として、価格等の交渉を実施。
 ※4: 特定通知から見積り合せまでの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積り合せで不調となる場合を考慮し、見積り合せ後に非特定通知を実施することも可能。ただし、その場合は非特定通知から契約まで10日(非WTOは5日)をおこななければならない。

図 3-2 手続フロー

3.2 参考額

技術提案・交渉方式では、仕様の確定が困難な工事において、競争参加者に技術提案を求め、技術提案と価格等の交渉を踏まえ仕様を確定していくことから、場合によっては、提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過剰な品質で高価格な提案となる恐れがある。

また、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなバラツキがある場合、発注者はその内容の評価を適切に実施することが困難となることも想定される。

そのため、競争参加者の提案する目的物の品質・性能のレベルの目安として、予め、発注者が目的物の参考額を設定することができる。

なお、参考額は単なる目安であり、予算決算及び会計令第99条の5に規定された予定価格ではなく、その範囲内での契約を要するものではない。

3.2.1 参考額の設定

(1) 参考額の設定方法

参考額の設定方法及びその適用における考え方は、表 3-1のとおりであり、工事の特性、既往設計の状況、予算の状況等を勘案し適切に設定するものとするが、設定方法について予め学識経験者からの意見を聴取する等、恣意的な設定とならないよう留意しなければならない。

表 3-1 参考額の設定方法及び適用における考え方

設定方法	適用における考え方
① 既往設計、予算規模、過去の同種工事等を参考に設定した参考額を説明書に明示する。	過去の実績等から参考額に関して一定程度の推定が可能な場合に適用できる。
② 競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する。	適用する技術や工法によって価格が大きく変わってしまうため、過去の同種工事实績や既往設計から、参考額が設定できない場合に適用できる。 ただし、本設定方法では競争参加者からの見積徴収や設定された参考額に基づく技術提案及び見積書の再提出が必要となることから手続期間が長くなるとともに競争参加者の負担も大きくなる。

なお、参考額の設定にあたっては、発注者が求める目的物の品質・性能に係る要求要件、前提となる設計及び施工条件等が説明書等で明示されない場合、又は、不確定要素に対する考慮の程度が受発注者間で異なる場合には、優先交渉権者が提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスが大きく異なり、円滑な審査・評価が困難となる結果、優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となる可能性が高くなることも想定されるので注意する必要がある。

[説明書の記載例]

() 参考額

【①既往設計等により当初から工事に関する参考額を明示する場合】

設計の規模は〇〇円程度（税込み）、工事規模は〇〇円程度（税込み）を想定している。

【②競争参加者からの見積りにより工事に関する参考額を設定する場合】

設計の規模は〇〇円程度（税込み）を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

(2) 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法

表 3-1における「②競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する」場合にあっては、競争参加者の見積りによる参考額の設定方法として、例えば以下に示す方法が考えられる。

なお、競争参加者の見積りによる参考額の設定に当たっては、工事の特性、潜在的な競争参加者が有する技術及び予算の状況等を勘案し、公正性・妥当性に配慮した方法を採用する必要がある。

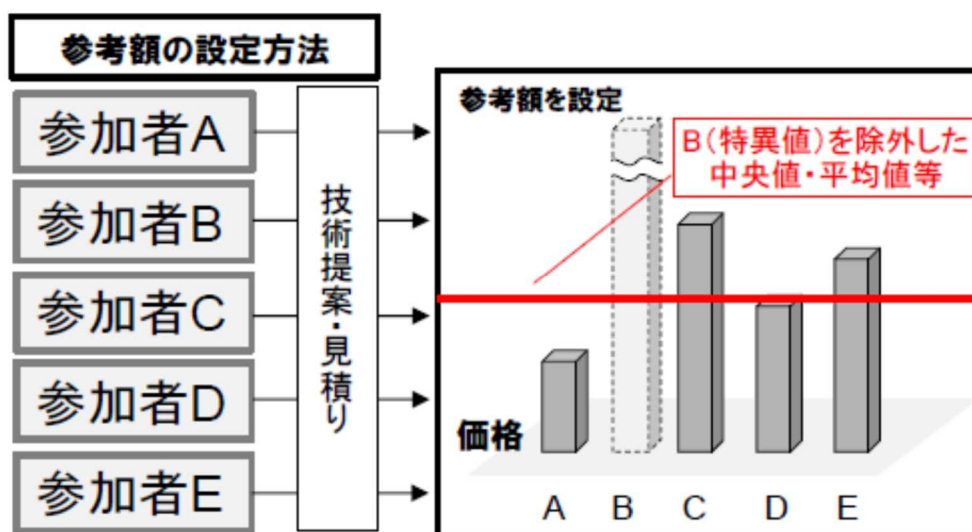


図 3-3 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法の例

1) 明らかに技術的要件を満足しないと考えられる競争参加者の見積額の除外

明らかに説明書等で示された必要性能・条件を満足しないと考えられる技術提案の見積りは参考額設定の際に考慮しないものとする。

なお、設定した参考額通知後の再提出又は技術対話に基づく改善の各段階において競争参加者が技術提案を修正することが可能なため、見積りによる参考額設定の時点で技術提案が必要性能・条件を満足していないことを理由に非選定としないものとする。

2) 過剰な品質・性能及び特異な見積額の除外

説明書等で示された必要性能・条件より明らかに過剰な技術提案であり、他者と比較して見積額も著しく高い場合は参考額設定の際に考慮しないものとする。

また、提案する目的物の性能・仕様と見積額のバランスが他者と比較して著しく異なる場合も同様とする。

3) 参考額の設定

1)及び2)を踏まえ残された見積額の中央値や平均値を基に、又は競争参加者が少ない場合等はその他適切な方法により、予算の状況等も踏まえながら参考額を設定する。

4) 参考額の通知

支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、競争参加者に対して設定した参考額を通知するものとする。

なお、競争参加者には通知した参考額に基づく技術提案の再提出の機会を与えるものとする。

3.2.2 参考額と見積額の乖離に伴う見直し

技術提案・交渉方式の適用工事は、参考額の範囲内での契約を要するものではないが、参考額と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合は、必要に応じて、技術対話や価格等の交渉において、見積条件の見直し等を競争参加者（優先交渉権者）に行わせるものとする。

見直しを実施させるタイミングとして表 3-2に示す2つの段階があり、どの段階で開始するかは工事の特性や手続期間等を考慮して決定するものとする。

表 3-2 参考額と見積額の乖離に伴う見直しの実施段階

	①技術審査段階	②価格等の交渉段階
参考額と見積額の乖離の扱い	技術対話を経た改善技術提案に基づく見積額と参考額の乖離が著しく大きく、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を競争参加者に行わせる。	価格等の交渉を経ても、参考額と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を優先交渉権者に行わせる。
当初の見積り・見積条件の提出時期と対象者	全ての競争参加者が技術提案と同時に提出する。	優先交渉権者の選定後、優先交渉権者のみが提出する。
特徴	優先交渉権者選定後の見積提出が不要なため手続期間は短くなるが、競争参加者にとって負担が大きい。	優先交渉権者選定後の見積提出が必要となり手続期間が長くなるが、競争参加者にとって負担が小さい。

3.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等

3.3.1 説明書への記載

説明書に明示すべき事項の例を以下に示す。

(1) 工事概要

- ① 技術提案・交渉方式の適用の旨
- ② 各種試行方式の適用の旨
- ③ 参考額

(2) 競争参加資格

- ① 企業及び配置予定技術者が同種工事の施工実績を有すること
- ② 企業及び配置予定技術者の同種工事の工事成績評点が65点以上であること
- ③ 配置予定技術者が求める資格を保有していること
- ④ 技術提案が適切であること

(3) 優先交渉権者の選定に関する事項

- ① 技術提案の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・最低限の要求要件及び上限値
 - ・得点配分
- ② 優先交渉権者の選定方法
- ③ 評価内容の担保
 - ・工事段階での技術提案内容の不履行の場合における措置
(再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨)

(4) 競争参加資格の確認等

- ① 提出を求める技術資料
- ② 競争参加資格確認結果の通知

(5) 技術提案書等の確認等

- ① 提出を求める技術提案書、見積書及び見積条件書
- ② 技術提案の改善（技術対話）

(6) 予定価格算定時における見積活用方法

(7) 優先交渉権者選定、次順位以降の交渉権者選定及び非選定通知の日時

(8) 提案値の変更に関する事項

- ・施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰さない理由による技術提案の取扱い

(9) その他（技術資料の提出様式等）

※品確法第16条に規定される段階的選抜方式に準じて、競争参加者が多数と見込まれる場合は、技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜することも可能であり、その場合は必要な事項を明示する。

3.3.2 技術評価項目の設定等

(1) 要求要件、設計・施工条件の設定

技術提案・交渉方式では、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、説明書等の契約図書において、発注者は、事業課題を踏まえ、施工者のどのような知見、能力を取り入れたいのか、発注者の意図を明確に示す必要がある。

また、仕様の前提となる要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）、設計・施工条件を明示する必要がある。

技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）、設計・施工条件の設定例を表 3-3に示す。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安（用紙サイズ、枚数等）を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努めることとする。

表 3-3 要求要件、設計・施工条件の設定例

要求要件、設計・施工条件	備考
気象・海象	○月～○月まで施工不可 提示された資料より設定
支持地盤	支持層の深さ：20m 提示されたボーリングデータより設定
	礫形：30mm 提示されたボーリングデータより設定
	地下水位：○mm 提示されたボーリングデータより設定
環境（自然）	猛禽類：○月は施工不可、上空制限高さ○m以下 提示された資料より設定
	工事排水 pH 値：8.5 以下、pH 値：7.0(上限値) 中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値：25mg/L 以下（生活環境の保全に関する環境基準 河川 AA 類型） SS 値：15mg/L(上限値) 提示された資料により設定 当該工事期間(12 月～3 月)と同じ月の過去 3 年の平均測定値を上限として設定
	アスファルト再生材使用量：320t 超 提示された資料により設定
地中障害物	地下鉄○○線 提示された図面より設定
地元協議	○時～○時まで施工不可 提示された図面より設定
	騒音：○○dB(A)以下 提示された資料により設定
関係機関協議	橋梁支間割：○○とする 構造物位置・寸法：○○とする 提示された図面より設定 (河川管理者との協議により設定しているため、変更は不可とする。)
	架空線：○○までに移設 占用物：○○までに移設 提示された図面より設定 ^{*1}
	交通規制：○時～○時まで車線規制不可 提示された資料より設定 (道路管理者、警察協議により設定しているため、変更は不可とする。)
作業用道路・ヤード	作業用道路：○○とする ヤード：○○とする 提示された図面より設定 ^{*2}
用地の契約状況	○年○月より使用可能 提示された資料により設定 ^{*3}
処分場	処分場：○○とする 提示された資料により設定 ^{*4}

※1 移設が遅延する恐れがある場合、技術協力業務段階で遅延の影響を受けにくい工法、工程等を検討すること

※2 近隣工事の遅延等により、作業用道路・ヤードに影響が及ぶ恐れがある場合は、技術協力業務段階で影響を受けにくい工法、工程等を検討すること

※3 用地交渉が難航する恐れがある場合、技術協力業務段階で影響を受けにくい工法、工程等の検討すること

※4 ヒ素等が発生した場合の残土処理の可否、対応等について、十分留意すること

(2) 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）

競争参加資格として設定されている技術的能力の審査を行う。

技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

1) 企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

- ・過去15年間における元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。
なお、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。
- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。
また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとする。

○地理的条件

- ・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

- ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を、当該工事の着手後に専任で配置する。
- ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

2) 技術提案

- ・技術提案の評価は優先交渉権者選定の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載である場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とし非選定通知を行う。
- ・求める技術提案の内容等、詳細については、3.3.3を参照のこと。

(3) 競争参加資格要件と技術評価項目

表 3-4は企業評価における、競争参加資格要件と技術評価項目の役割分担の案である。

表 3-4 競争参加資格要件と技術評価項目案

資格要件・評価項目		WTO 以外		WTO			
		参加要件	交渉権者選定	参加要件	交渉権者選定		
企業の能力等	企業	同種工事の施工実績	○	×	○	×	
		工事成績	○	×	○ ^{※1}	×	
		表彰	×	×	×	×	
		関連分野での技術開発の実績	×	×	×	×	
		品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況（ISO等）	×	×	×	×	
		技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	×	×	×	
		その他	△	×	×	×	
	地域精通度・貢献度等	地理的条件	本支店営業所の所在地	△	×	×	×
			企業の近隣地域での施工実績の有無	△	×	×	×
			配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	×	×	×
		災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	×	×	×	
		ボランティア活動等	×	×	×	×	
		その他	×	×	×	×	
技術者の能力等	資格	○	×	○	×		
	同種工事の施工実績	○	×	○	×		
	工事成績	○	×	○ ^{※1}	×		
	表彰	×	×	×	×		
	継続教育（CPD）の取組状況	×	×	×	×		
	その他	△	×	×	×		
技術提案	理解度（目的、条件、課題、方式等）	△	△	△	△		
	主たる事業課題に対する提案能力	○	○	○	○		
	不測の事態の想定、対応力	△	△	△	△		
	ヒアリング	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}		

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

※ WTO 対象工事にあつては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

※1 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。

※2 「理解度」、「主たる事業課題への提案能力」、「不測の事態の想定、対応力」の審査・評価にあたっては、ヒアリングを実施する。

3.3.3 評価項目・基準の設定例

(1) 技術提案に関する評価項目の設定例

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事で技術提案を求め、価格等の交渉を通じて仕様を固めていくプロセスを有する。

そのため、技術提案を求める段階では、事業課題を踏まえ、施工者のどのような知見、能力を取り入れたいのか、発注者の意図を明確に示した上で、定量的な事項、要素技術の有無、提案数よりも、主たる事業課題に対する提案能力を中心に評価することが基本となる。

その上で、工事の特性に応じて、実績等による裏づけ、不測の事態への対応力等についても評価することとなる。

また、価格等の交渉を通じて確定した仕様に対して、履行義務が課されることとなる。

表 3-5に技術提案に関する評価項目の例、表 3-6に技術提案に関する評価基準の例を示す。

設計・施工一括タイプは、比較的短い期間で、価格等の交渉を行い、設計と施工を一括して契約することから、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなバラツキがある場合、発注者がその内容を短期間で評価することが困難となる。

そのため、実績や検証に要するデータがほとんどなく審査に時間を要するような提案、関係機関協議等の不確定要素を伴う提案等を求める必要がある工事への設計・施工一括タイプの適用は困難であることに十分留意する必要がある。

表 3-5 技術提案に関する評価項目の例

分類	評価項目	
理解度	業務目的、現地条件、与条件に対する理解	
	提案内容の適用上の課題、不確定要素に対する理解	
	技術提案・交渉方式に対する理解	
主たる事業課題に対する提案能力	課題解決に有効な工法等の提案能力	現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力
		周辺住民の生活環境の維持に有効な工法等の提案能力
		貴重種への影響の最小化に有効な工法等の提案能力
		地下水、土質・地質条件を踏まえた工法等の提案能力
		地下埋設物、近接構造物の安全、防護上有効な工法等の提案能力
		施工ヤード等の制約条件を踏まえた工法等の提案能力
		地滑り・法面崩落に対して有効な工法等の提案能力
		構造体としての安全性の確保に有効な工法等の提案能力
		施工期間の短縮*1に有効な工法等の提案能力
		コスト縮減*1に有効な工法等の提案能力
		有効な補修工法等の提案能力
不測の事態の想定、対応力	裏付け	提案内容の類似実績等による裏づけ
	リスクの想定	不確定要素（リスク）の想定
	追加調査	品質管理、安全管理、工程管理、コスト管理上有効な追加調査
	管理方法	品質管理、安全管理、工程管理、コスト管理に有効な方法の提案能力

※ 本表は適用可能性のある評価項目を整理したものであり、具体的には最も優れた技術提案によらないと達成困難な工事目的に関する評価項目を中心に個別に設定する。

※1 工程短縮やコスト縮減の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期、施工体制等を確保することを前提とする。また、提案内容の評価においては、無理な工期、価格によって品質・安全が損なわれる、あるいは下請、労働者等に適正な支払いがなされない恐れがないよう留意する。

表 3-6 技術提案に関する評価基準の例 評価項目 評価基準

評価項目		評価基準
技術提案	現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力	現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を少なくする優位な工法等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。
		現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を少なくする工法等が示されている。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	施工期間の短縮に有効な工法等の提案能力	現地条件等を踏まえ、施工期間の短縮に関する優位な工法等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。
		現地条件等を踏まえ、施工期間を短縮する工法等が示されている。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	有効な補修工法等の提案能力	現地条件等を踏まえ、補修方法に関する優位な工法等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。
		現地条件等を踏まえた補修方法が示されている。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。

3.3.4 ヒアリング

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事で技術提案を求め、価格等の交渉を通じて仕様を固めていくプロセスを有する。

そのため、価格等の交渉、不測の事態への対応が適切に実施されるよう、「理解度」、「主たる事業課題に対する提案能力」、「不測の事態の想定、対応力」の審査、評価にあたっては、技術提案の記載事項からだけでは確認できない事項等について、ヒアリングの結果を含めて評価する。

3.3.5 技術提案の改善（技術対話）

技術提案・交渉方式では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、または競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第17条）。

この場合、技術提案の改善ができる旨を説明書等に明記することとする。説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

() 技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

- ① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で () に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。
- ② 技術提案書の記載内容について、() に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものと

するが、発注者が必要に応じて指示する資料の提出には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(1) 技術対話の実施

1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。

競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

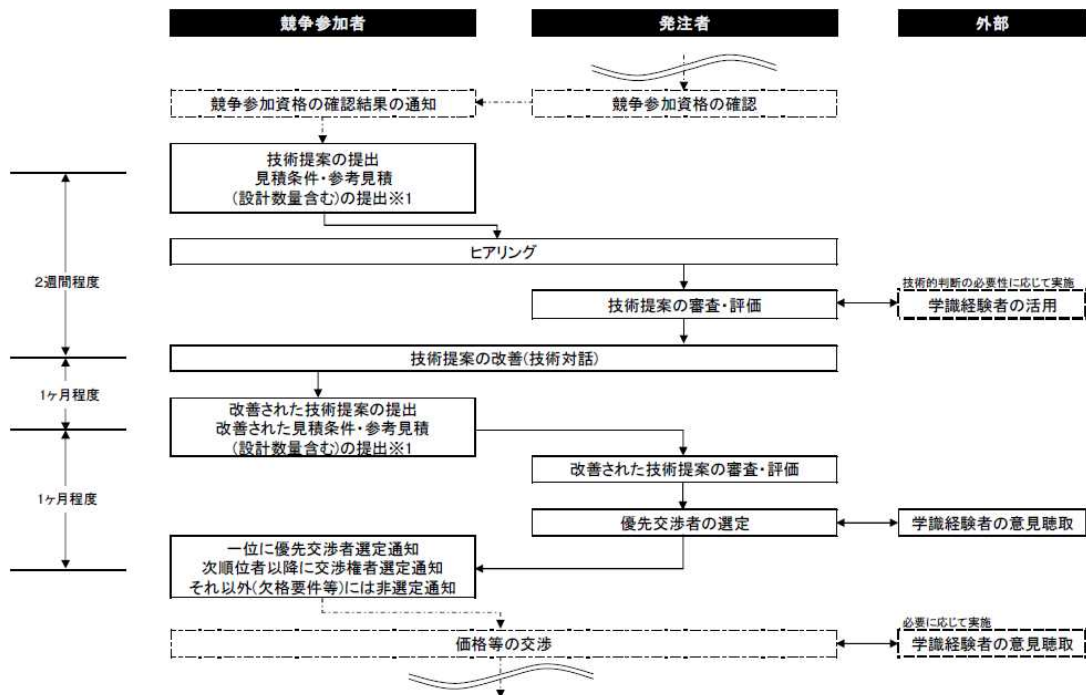
また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとすることから複数でも可とする。

ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。

技術対話を実施する場合の技術提案の提出から優先交渉権者選定通知までの手続フローを図 3-4に示す。



※1: 技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合。

図 3-4 技術対話を実施する場合の手続フロー

なお、技術対話において他者の技術提案、競争参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

a) 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

b) 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。

要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにも関わらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

c) 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を説明書等に明記する。

d) 見積りの提出要請（技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合（表 3-2参照））

発注者は見積書、見積条件書及び設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。

4) 文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

(2) 改善された技術提案の審査

優先交渉権者を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。

(3) 技術対話の省略

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事において、価格競争は行わず、主たる事業課題に対する提案能力等、前提条件の不確定要素の影響を受けにくい評価項目により優先交渉権者を選定するのが基本となる。

そのため、技術提案・交渉方式では、工事の特性、評価項目等に応じて、技術提案の改善（技術対話）が必要ないと認められる場合には、技術対話を行わないことで手続を簡素化することも可能とする。

3.3.6 優先交渉権者の選定と通知

技術提案内容を技術評価点の高い者から順位付けし、第1位の者を優先交渉権者とする。

支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、当該技術提案を提出した者に対して優先交渉権者に選定された旨を通知する。

また、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、次順位以降となった各競争参加者に対して、次順位以降の交渉権者として選定された旨と順位を通知する。

[説明書の記載例]

() 優先交渉権者選定に関する事項

技術提案を提出した者の中から、技術評価点が最上位であるものを優先交渉権者として選定する。

優先交渉権者として選定した者には、書面により通知する。

また、競争参加資格がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外の者に対しては、交渉権者として選定された旨と順位を同じく書面により通知する。

3.4 価格等の交渉

3.4.1 見積書等の提出

優先交渉権者に技術提案に対応する見積書（工事費の内訳書を含む。）と、見積りを行う際の条件を記載した見積条件書（表 3-7参照）の提出を求める。

なお、技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合（表 3-2参照）は、優先交渉権者選定前に提出を求めている見積書（工事費の内訳書を含む。）と見積条件書（表 3-7参照）を活用することも可能とする。

表 3-7 見積条件書の記載例

見積条件		備考
気象・海象	施工期間：○月～○月 <input type="checkbox"/> 作業：出水期も実施可 足場設置：出水期は不可工	提示資料、関係機関協議結果より設定
	支持地盤 支持層の深さ：20m 礫形：30mm 地下水位：○mm ヒ素：近隣工事で出現例有	ボーリングデータより設定 （提示資料、追加調査結果） 近隣工事へのヒアリング結果より設定
環境（自然）	猛禽類：○月は施工不可、上空制限高さ○m以下	提示された資料より設定（影響に配慮し、十分安全側の工程、工法を採用。ただし、営巣の確認等、追加の規制条件を付される場合は、監督官と協議する。）
	工事排水 pH 値：8.5 以下、pH 値：7.0(上限値)	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値：25mg/L 以下（生活環境の保全に関する環境基準河川 AA 類型）SS 値：15mg/L(上限値)	提示された資料により設定当該工事期間(12 月～3 月)と同じ月の過去 3 カ年の平均測定値を上限として設定
	アスファルト再生材使用量：320t 超	提示された資料により設定
地中障害物	地下鉄○○線	提示された図面より設定
地元協議	<input type="checkbox"/> 時～○時まで施工不可 <input type="checkbox"/> 作業：終日実施可 騒音：○○dB(A)以下	提示された図面より設定提示資料、関係機関協議結果より設定 提示された資料により設定
	橋梁支間割：○○とする 構造物位置・寸法：○○とする 架空線：○○までに移設 <input type="checkbox"/> 工法とする 占用物：○○までに移設 工程を <input type="checkbox"/> とする 交通規制：○時～○時まで車線規制不可 <input type="checkbox"/> 架設工法とする	提示資料、関係機関協議結果より設定 提示図面、関係機関協議結果より設定 （移設が遅延する可能性を排除できず、移設遅延の影響を受けにくい工法、工程を採用） 提示資料、関係機関協議結果より設定（追加の規制条件を付された場合は、監督官と協議する。）
作業用道路・ヤード	作業用道路：○○とする ヤード：○○とする	提示資料、関係機関協議結果より設定（近隣工事の遅延等により、作業用道路・ヤードに影響が及ぶ場合は、監督官と協議する。）
用地の契約状況	<input type="checkbox"/> 年○月より使用可能 工程を <input type="checkbox"/> とする	提示された資料により設定（影響を受けにくい工法、工程を採用。期限までに用地が使用できず、工事に影響が及ぶ場合は、監督官と協議する。）
処分場	処分場：○○とする	提示資料、ヒアリング結果より設定（ヒ素等が発生した場合でも受入可能）
その他	切羽前方の地質調査：○○を使用	施工者提案より設定
	不可視部分の非破壊検査：○○を使用	施工者提案より設定（健全度が確認できない部材は機能しないものとして設計。監督官との協議の上、交換部材数に応じて精算する。）
	損傷を考慮した解析：○○を使用	施工者提案より設定
	構造物常時モニタリング：○○を使用	施工者提案より設定

3.4.2 契約額の変更の考え方（リスク分担）

総合評価落札方式による設計・施工一括発注方式での入札段階では、各競争参加者の技術提案によってリスク要因やリスク発現時の影響が相違しており、入札額の算定条件を統一化し公平性を担保するために一定のリスクを施工者に移転する必要が生じる。

しかしながら、本タイプでは工事価格を決定する前に、詳細な設計条件及び施工条件を価格とともに交渉することとなり、不確定要因の境界についても発注者と優先交渉権者間で共通認識を得ることとなる。

また、これら不確定要因に関する共通認識を表 3-7のような見積条件書として明確にし、特記仕様書等の契約図書に具体的に反映することができる。

契約図書に示された設計・施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、必要と認められるときは、適切に契約図書の変更及び請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

3.4.3 技術提案を踏まえた調査、協議

技術提案・交渉方式では、価格等の交渉の段階において、優先交渉権者からの技術提案を踏まえた仕様の確定にあたり、必要な調査や協議を実施する。

ただし、設計・施工一括タイプは、比較的短い期間で設計と施工を一括して契約するため、価格等の交渉の段階で行う調査、協議の結果、仕様の前提となる条件が変わりうるような場合は、適用が困難であることに留意する必要がある。

3.4.4 発注者における事前準備

優先交渉権者から提出された技術提案、見積書及び見積条件書に関して、価格等の交渉に向けて以下のような観点等からその内容確認を行う。

- ◆ 見積条件書で設計や施工計画等の前提として設定されている条件のうち、見直しの検討が必要なものを抽出する。
- ◆ 積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、過去の類似工種における施工効率等と見積書との比較で、乖離の大きな工種等を抽出する。

3.4.5 価格等の交渉の実施

事前の準備に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。

- ◆ 参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- ◆ 積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事实績での資機材の支払伝票、日報、出面等の資料の提示を受けることが考えられる。

また、価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行うことに留意する。

3.4.6 価格等の交渉の成立

技術提案・交渉方式は、価格競争のプロセスがなく、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と仕様・価格等を交渉し、交渉が成立した場合に契約を結ぶ方式であるため、価格等の交渉の成立については、発注者としての説明責任を有していることに留意し、以下に示す成立条件を満たすものとし、成立条件を含めて学識経験者への意見聴取結果を踏まえて決定する。

- ◆ 参考額又は予定事業規模と見積りの総額が著しく乖離していない。
また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められる。
- ◆ 各工種の直接工事費が積算基準、特別調査結果(建設資材及び施工歩掛)、類似実績等と著しく乖離していない。
また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。
- ◆ 主要な工種に関して、積算基準、特別調査結果(建設資材及び施工歩掛)、類似実績等、優先交渉権者の見積りの妥当性を確認できる情報が価格等の交渉の段階には存在しない場合において、施工中に歩掛調査を行い、歩掛の実態と施工者の見積りとに乖離がある場合、歩掛の実態に応じて工事費用を精算する契約となっている。

優先交渉権者との交渉が成立した場合、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

[説明書の記載例]

() 非特定通知

優先交渉権者との交渉が成立した場合は、それ以外の交渉権者に対して非特定となった旨とその理由を紙書面により通知する。

なお、特定通知から見積合せの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合せで不調となる場合を考慮し、見積合せ後に非特定通知を実施することも可能である。

3.4.7 予定価格の作成

技術提案・交渉方式は、価格競争のプロセスがなく、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と仕様・価格等を交渉し、交渉が成立した場合に契約を結ぶ方式であるため、予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、価格等の交渉の過程における学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定めるものとする。

(1) 設計数量等の確認

価格等の交渉を通じて合意した技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等の内容）について確認を行う。

積算基準類に該当する歩掛や単価がない工種等に関しては、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

(2) 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類ⁱⁱにより予定価格を算定する。

- ◆ 土木工事積算基準
- ◆ 土木工事積算価格算定要領
- ◆ 土木工事標準歩掛
- ◆ 請負工事機械経費積算要領
- ◆ 土木工事に係る設計業務委託積算要領 等

A. 歩掛

歩掛については、標準歩掛を使用する。

ただし、標準歩掛が無い場合や標準的な施工でない場合は、特別調査の歩掛や価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

B. 設計単価

設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定する。

ただし、積算基準類に定めのない設計単価については、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

[説明書の記載例]

() 価格等の交渉

- 1 優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。
- 2 優先交渉権者は、見積書等を作成し、指定の方法により提出する。
- 3 優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には見直しを行う。
- 4 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、第2項と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。
- 5 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については建設工事請負契約書第26条に基づく請求の対象外とする。
- 6 見積合せの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合は、工事請負契約を締結する。
- 7 第3項に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

ⁱⁱ 土木工事の例示である。

3.4.8 交渉不成立時の対応

優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、技術評価点の次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。

次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、交渉を開始するものとする。

なお、価格等の交渉に期間を要することにより、工事着手時期が大きく変動することが見込まれる場合には、適宜工期の見直しを行い、価格等の交渉に当たった前提条件とするものとする。

[説明書の記載例]

() 価格等の交渉の不成立

- 1 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。
- 2 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、価格等の交渉に関し既に支出した費用については優先交渉権者の負担とする。
- 3 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。
- 4 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合は、第()条第()項の技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を書面により通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で価格等の交渉を行う。

3.5 工事の契約図書への記載

技術提案・交渉方式の設計・施工一括タイプを適用する場合、優先交渉権者による技術提案について、価格等の交渉を経て、最終的に決定した仕様、発注者と受注者の責任分担とその内容を明確にし、特記仕様書等の設計図書に具体的に記載する。

4. 「技術協力・施工タイプ」の適用

4.1 契約形態と手続フロー

4.1.1 契約形態

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、発注者がより強く設計に関与する必要がある場合等、技術協力・施工タイプを選定する場合の契約形態は図 4-1のとおりである。

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

なお、別途契約する設計業務の受注者（設計者）の選定は、プロポーザル方式を適用することを基本とする。

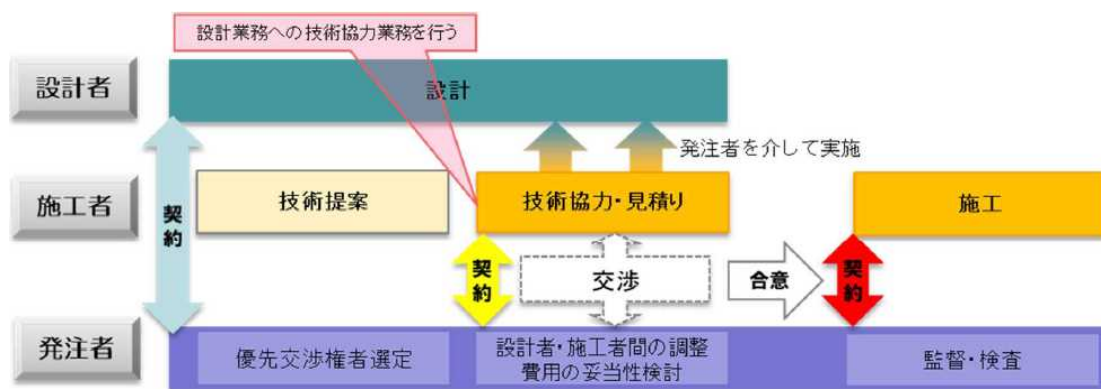


図 4-1 技術協力・施工タイプにおける契約形態

説明書には技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプの適用工事であることを記載する。

説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

() 工事概要

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

技術協力・施工タイプでは、契約の内容及び契約主体が設計段階、価格等の交渉段階及び施工段階において異なる。

設計段階では設計者と設計業務の契約を締結するとともに、優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結する。

優先交渉権者とは技術協力業務の契約と同時に、工事の契約に至るまでの手続

に関する協定（以下「基本協定」という。）を締結し、円滑に価格等の交渉を行うものとする。

また、優先交渉権者の技術提案を踏まえた設計を円滑に実施するため、技術協力業務及び設計業務の仕様書に発注者、設計者及び優先交渉権者の三者間の協力に関する取り決めを記載するか、三者間で設計協力協定を締結するものとする。

価格等の交渉段階では、基本協定に基づき交渉を実施し、交渉が成立した場合には見積合せを実施した上で、優先交渉権者と工事の契約を締結するものとする。

また、価格等の交渉不成立時の手続についても基本協定に基づき実施するものとする。

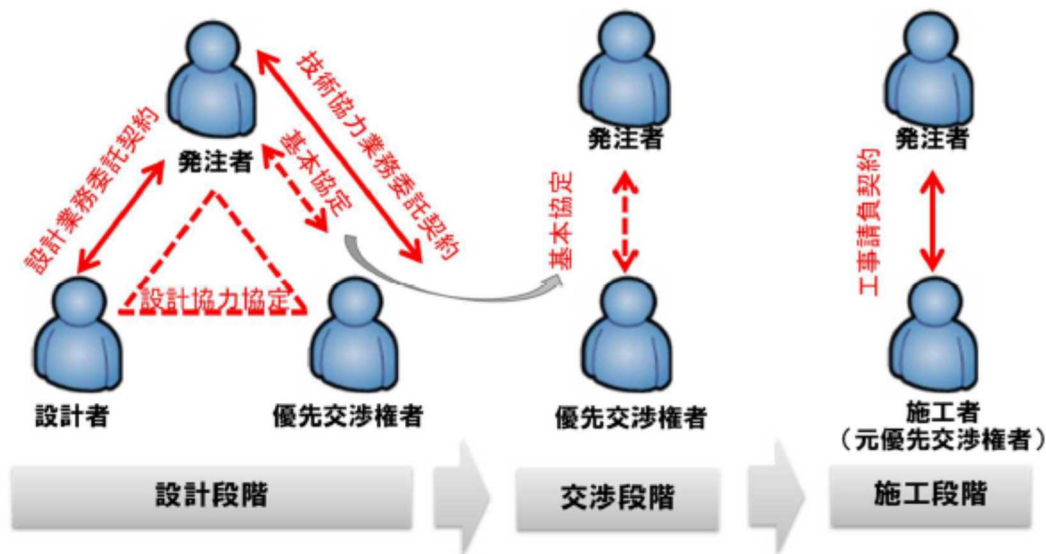


図 4-2 各段階における契約形態

表 4-1 契約・協定の種類と内容 契約・協定の種類 概要

契約・協定の種類	概要
設計業務委託契約	設計業務に関する設計者との契約
技術協力業務委託契約	設計に対する技術提案、技術情報の提供、施工計画の作成等に関する優先交渉権者との契約
設計協力協定（業務の仕様書への記載でも代替可）	優先交渉権者の提案を反映させた設計成果の完成に向けた発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整及び協力に関する協定
基本協定	工事の契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する優先交渉権者との協定
工事請負契約	交渉成立後の工事に関する優先交渉権者との契約

4.1.2 設計業務と技術協力業務の開始時期

技術協力・施工タイプでは設計業務と技術協力業務の2つの異なる業務が、相互に調整を図りつつ時期的にも並行して実施されることになる。

設計業務を技術協力業務に先行して発注し、設計業務を進捗させた場合には、後日選定される優先交渉権者の技術提案によって設計業務の手戻りが発生する可能性がある。

また、技術協力業務を設計業務に先行して契約した場合においても、設計に技術提案内容を反映させることが出来ず、事業工程の空白期間が生じ遅延に繋がる可能性がある。

そのため、優先交渉権者の技術提案を踏まえた設計が円滑に実施されるよう、設計業務と技術協力業務の双方の発注の手續及び工程の計画を立てる必要があること等に留意する。

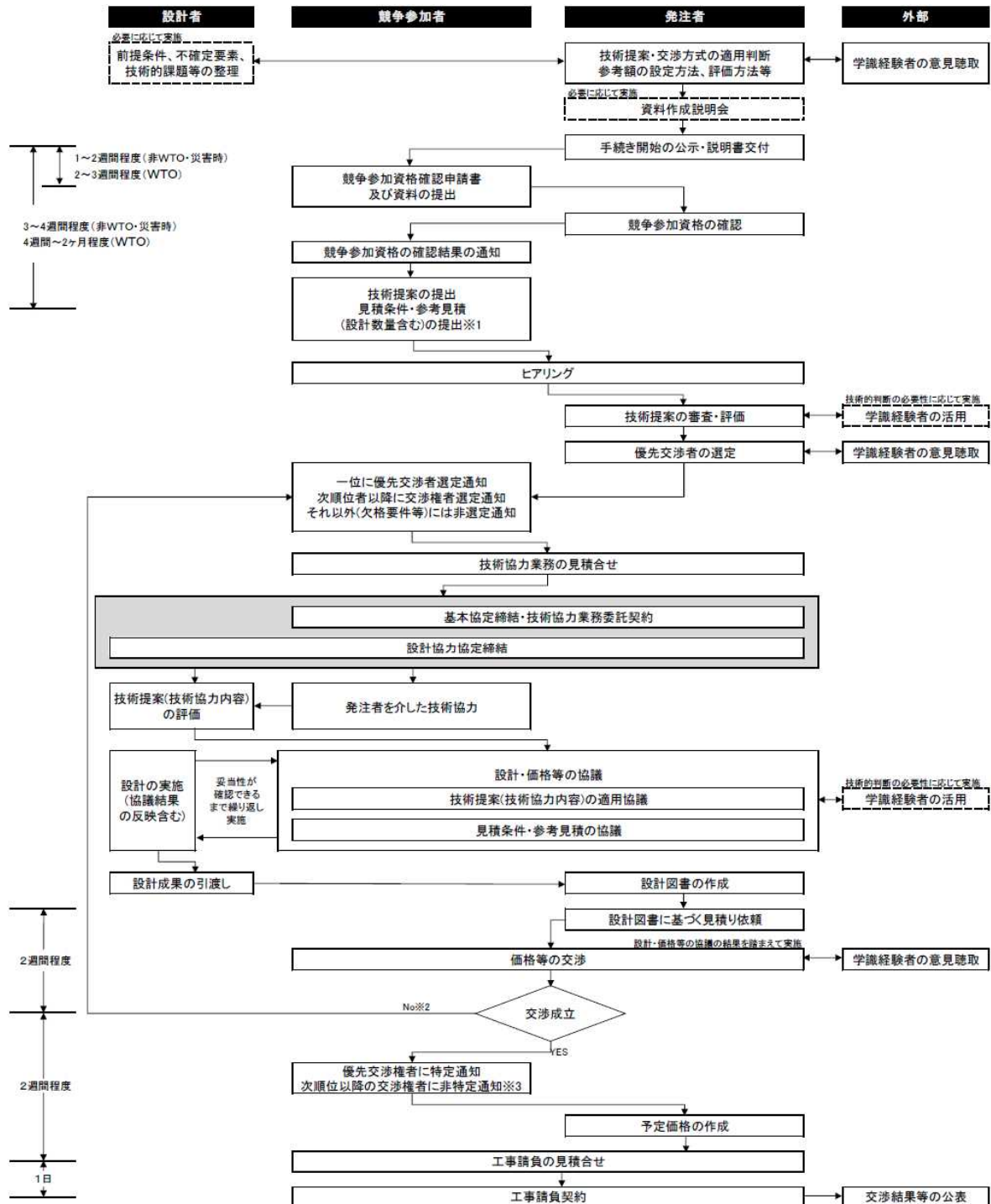
4.1.3 設計業務と技術協力業務の実施期間

設計の品質確保の観点から、設計業務と技術協力業務は、事業の緊急度に配慮しつつも、設計の複雑さ、規模、適用される技術の難易度等に応じて、十分な期間を確保することが必要である。条件によっては、複数年度にわたる手續フローを検討する。

4.1.4 手続フロー

標準的な手続フローは図 4-3に示すとおりとし、工事の特性（緊急度、規模、複雑さ、提案の自由度、前提条件の不確実性の程度等）を踏まえて適切に設定するものとする。

表 4-2に工事特性に応じた設計期間の設定例を示す。



※1:「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合。
 ※2: 次順位者を優先交渉権者として、価格等の交渉を実施。
 ※3: 特定通知から見積合せまでの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合せで不調となる場合を考慮し、見積合せ後に非特定通知を実施することも可能。ただし、その場合は非特定通知から契約まで10日(非WTOは5日)をおこななければならない。

図 4-3 手続フロー

表 4-2 工事特性に応じた技術協力期間の設定例

条件	種類	緊急度	工事特性		技術協力期間 ^{※2} の設定例
			提案の自由度	適用技術の実績 ^{※1}	
平常時	新設	標準： 十分な技術 協力期間を 確保できる	高：構造形式、工法等の変更を 伴う	限定的	12ヶ月程度又は 12ヶ月以上
				十分ある	6～12ヶ月程度
			低：確実な施工のための照査、 不確定要素への対処が中心	限定的	6～12ヶ月程度
		十分ある		5～8ヶ月程度	
		高： 早期供用が 求められる		高：構造形式、工法等の変更を 伴う	ある
			十分ある		5～8ヶ月程度
	低：確実な施工のための照査、 不確定要素への対処が中心		ある	5～8ヶ月程度	
		十分ある	4～6ヶ月程度		
		既設 (修繕)	標準： 十分な技術 協力期間を 確保できる	高：不可視部等の不確定要素が 多い、高度な工法を適用	限定的
	十分ある				5～8ヶ月程度
	低：確実な施工のための照査、 不確定要素への対処が中心			限定的	5～8ヶ月程度
			十分ある	4～6ヶ月程度	
高： 早期供用が 求められる			高：不可視部等の不確定要素が 多い、高度な工法を適用	ある	6～12ヶ月程度
	十分ある			5～8ヶ月程度	
	低：確実な施工のための照査、 不確定要素への対処が中心	ある	4～6ヶ月程度		
十分ある		3～6ヶ月程度			
災害時		新設 (代替 ルート)	早期供用が 必要	高：調査・設計が進んでいな い、高度な工法を適用	ある
	十分ある				5～8ヶ月程度
	低：確実な施工のための不確定 要素への対処が中心			ある	5～8ヶ月程度
		十分ある		3～6ヶ月程度	
		既設 (修繕)		高：調査・設計が進んでいな い、高度な工法を適用	ある
	十分ある				5～8ヶ月程度
低：確実な施工のための不確定 要素への対処が中心	ある		5～8ヶ月程度		
	十分ある	3～6ヶ月程度			

※1 適用技術の実績

限定的：異なる現場条件での実績しかない等の理由により、技術検証（試験施工、模型実験、数値解析、学識者への意見聴取等）が必要

ある：類似の現場条件での実績があるものの、追加調査（数値解析、学識者への意見聴取等）が必要

十分ある：類似の現場条件での実績が複数例ある

※2 技術協力期間：技術協力業務の履行期間（工期）とする

4.2 参考額

技術提案・交渉方式では、仕様の確定が困難な工事において、競争参加者に技術提案を求め、技術提案と価格等の交渉を踏まえ仕様を確定していくことから、場合によっては、提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過剰な品質で高価格な提案となる恐れがある。

また、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなバラツキがある場合、発注者はその内容の評価を適切に実施することが困難となることも想定される。

そのため、競争参加者の提案する目的物の品質・性能のレベルの目安として予め発注者は、目的物の参考額を設定することができる。

なお、参考額は単なる目安であり、予算決算及び会計令第99条の5に規定された予定価格ではなく、その範囲内での契約を要するものではない。

技術協力・施工タイプでは、技術協力業務及び価格等の交渉成立後の工事の2種類の契約において、優先交渉権者に支払う費用が発生する。

4.2.1 技術協力業務の契約に関する参考額の設定

(1) 技術協力業務の契約

技術協力業務の契約方法としては、必要な技術者の配置日数で契約する方法や歩掛に基づき契約する方法が考えられる。

必要とされる技術者の職種や人数、技術協力業務への専任度合い、業務の履行場所等を考慮して契約方法を決定するものとする。

(2) 参考額の設定

技術協力業務については積算基準がないことから、競争参加資格の申請時に必要に応じて技術協力業務の見積りを競争参加者から提出させ、提出された見積りを踏まえて技術協力業務の参考額を設定し、競争参加資格の確認結果とともに参考額の通知を行うことができるものとする。

(3) 見積合せ

参考額の設定の有無に関わらず、優先交渉権者の選定後、優先交渉権者に技術協力業務の見積りを提出させ、予定価格を作成し、見積合せを実施した上で技術協力業務の契約を締結する。

4.2.2 工事の契約に関する参考額の設定

(1) 参考額の設定方法

参考額の設定方法及びその適用における考え方は表 4-3のとおりであり、工事の特性、既往設計の状況、予算の状況等を勘案し適切に設定するものとするが、設定方法について予め学識経験者からの意見を聴取する等、恣意的な設定とならないよう留意しなければならない。

表 4-3 参考額の設定方法と適用における考え方

設定方法	適用における考え方
① 既往設計、予算規模、過去の同種工事等を参考に設定した参考額を説明書に明示する。	過去の実績等から参考額に関して一定程度の推定が可能な場合に適用できる。
② 競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する。※	適用する技術や工法によって価格が大きく変わってしまうため、過去の同種工事実績や既往設計から、参考額が設定できない場合に適用できる。 ただし、本設定方法では競争参加者からの見積徴収や設定された参考額に基づく技術提案及び見積書の再提出が必要となることから手続期間が長くなるとともに競争参加者の負担も大きくなる。

※「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみ適用可

なお、参考額の設定にあたっては、発注者が求める目的物の品質・性能に係る要求要件、前提となる設計及び施工条件等が説明書等で明示されない場合、又は、不確定要素に対する考慮の程度が受発注者間で異なる場合には、各者が提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスが大きく異なり、円滑な審査・評価が困難となる結果、優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となる可能性が高くなることも想定されるので注意する必要がある。

[説明書の記載例]

() 参考額

【①既往設計等により当初から工事に関する参考額を明示する場合】

本工事に先立って実施する技術協力業務の規模は〇〇円程度（税込み）※、工事規模は〇〇円程度（税込み）を想定している。

【②競争参加者からの見積りにより工事に関する参考額を設定する場合】

本工事に先立って実施する技術協力業務の規模は〇〇円程度（税込み）※を想定している。

また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

※技術協力業務については積算基準がないことから、必要に応じて競争参加者から見積りを提出させ、見積りを踏まえて技術協力業務の参考額を設定することもできる。

(2) 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法

表 4-3における「②競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する」場合にあっては、競争参加者の見積りによる参考額の設定方法として、例えば以下に示す方法が考えられる。

なお、競争参加者の見積りによる参考額の設定に当たっては、工事の特性、潜在的な競争参加者が有する技術及び予算の状況等を勘案し、公正性・妥当性に配慮した方法を採用する必要がある。

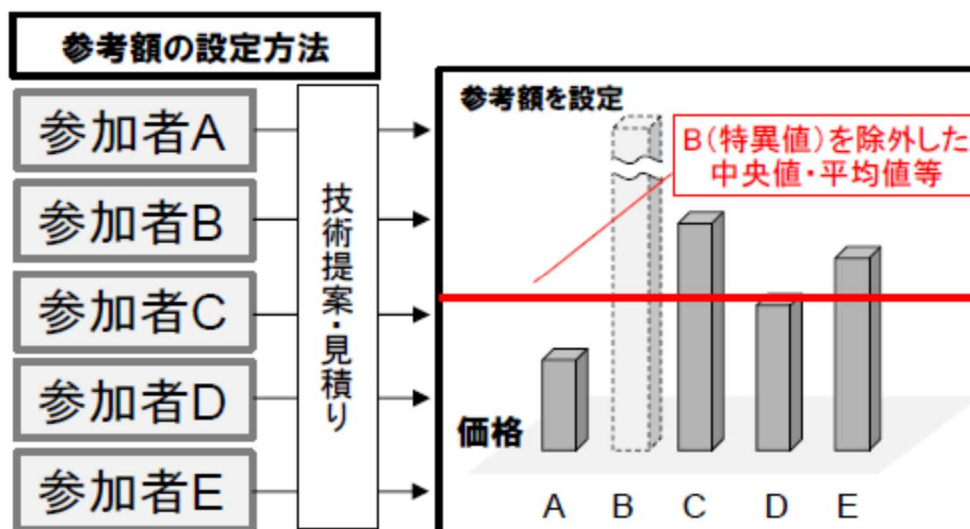


図 4-4 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法の例

- 1) 明らかに技術的要件を満足しないと考えられる競争参加者の見積額の除外
明らかに説明書等で示された必要性能・条件を満足しないと考えられる技術提案の見積りは参考額設定の際に考慮しないものとする。

なお、設定した参考額通知後の再提出又は技術対話に基づく改善の各段階において競争参加者が技術提案を修正することが可能なため、見積りによる参考額設定の時点で技術提案が必要性能・条件を満足していないことを理由に非選定としないものとする。

- 2) 過剰な品質・性能及び特異な見積額の除外

説明書等で示された必要性能・条件より明らかに過剰な技術提案であり、他者と比較して見積額も著しく高い場合は参考額設定の際に考慮しないものとする。

また、提案する目的物の性能・仕様と見積額のバランスが他者と比較して著しく異なる場合も同様とする。

- 3) 参考額の設定

1)及び2)を踏まえ残された見積額の中央値や平均値を基に、又は競争参加者が少ない場合等はその他適切な方法により、予算の状況等も踏まえながら参考額を設定する。

4) 参考額の通知

支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、競争参加者に対して設定した参考額を通知するものとする。

なお、競争参加者には通知した参考額に基づく技術提案の再提出の機会を与えるものとする。

4.2.3 参考額と見積額の乖離に伴う見直し

技術提案・交渉方式の適用工事においては、参考額の範囲内での契約を要するものではないが、参考額と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合は、必要に応じて、技術対話や価格等の交渉において、見積条件の見直し等を競争参加者（優先交渉権者）に行わせるものとする。

見直しを実施させるタイミングとして表 4-4に示す2つの段階があり、どの段階で開始するかは工事の特性や手続期間等を考慮して決定するものとする。

なお、当該見直しを「①技術審査段階」から開始できるのは「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみとなる。

表 4-4 参考額と見積額の乖離に伴う見直しの実施段階

	① 技術審査段階※	② 価格等の交渉段階
参考額と見積額の乖離の扱い	技術対話を経た改善技術提案に基づく見積額と参考額の乖離が著しく大きく、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を競争参加者に行わせる。	価格等の交渉を経ても、参考額と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を優先交渉権者に行わせる。
当初の見積り・見積条件の提出時期と対象者	全ての競争参加者が技術提案と同時に提出する。	優先交渉権者の選定後、優先交渉権者のみが提出する。
特徴	優先交渉権者選定後の見積提出が不要なため手続期間は短くなるが、競争参加者にとって負担が大きい。	優先交渉権者選定後の見積提出が必要となり手続期間が長くなるが、競争参加者にとって負担が小さい。

※「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみ適用可

4.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等

4.3.1 説明書への記載

説明書に明示すべき事項の例を以下に示す。

(1) 工事概要

- ① 技術提案・交渉方式の適用の旨
- ② 各種試行方式の適用の旨
- ③ 参考額

(2) 競争参加資格

- ① 企業及び配置予定技術者が同種工事の施工実績を有すること
- ② 企業及び配置予定技術者の同種工事の工事成績評点が65点以上であること
- ③ 配置予定技術者が求める資格を保有していること
- ④ 技術提案が適切であること
- ⑤ 優先交渉権者の選定日までに当該業種区分における建設コンサルタント等の一般競争参加資格認定通知を受けていること

(3) 優先交渉権者の選定に関する事項

- ① 技術提案の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・最低限の要求要件及び上限値
 - ・得点配分
- ② 優先交渉権者の選定方法
- ③ 評価内容の担保
 - ・工事段階での技術提案内容の不履行の場合における措置
(再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨)

(4) 競争参加資格の確認等

- ① 提出を求める技術資料
- ② 競争参加資格確認結果の通知

(5) 技術提案書等の確認等

- ① 提出を求める技術提案書
- ② 技術提案の改善（技術対話）

(6) 予定価格算定時における見積活用方法

(7) 優先交渉権者選定、次順位以降の交渉権者選定及び非選定通知の日時

(8) 技術提案内容の変更に関する事項

- ・技術提案の設計段階での不採用、施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰さない理由による技術提案の取扱い

(9) その他（技術資料の提出様式等）

※品確法第16条に規定される段階的選抜方式に準じて、競争参加者が多数と見込まれる場合は、技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜することも可能であり、その場合は必要な事項を明示する。

4.3.2 技術評価項目の設定等

(1) 要求要件、設計・施工条件の設定

技術提案・交渉方式では、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、説明書等の契約図書において、発注者は、事業課題を踏まえ、施工者のどのような知見、能力を取り入れたいのか、発注者の意図を明確に示す必要がある。

また、仕様の前提となる要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）、設計・施工条件を明示する必要がある。

技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）、設計・施工条件の設定例を表 4-5に示す。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安（用紙サイズ、枚数等）を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努めることとする。

表 4-5 要求要件、設計・施工条件の設定例

要求要件、設計・施工条件		備考
気象・海象	○月～○月まで施工不可	提示された資料より設定
支持地盤	支持層の深さ：20m	提示されたボーリングデータより設定
	礫形：30mm	提示されたボーリングデータより設定
	地下水位：○mm	提示されたボーリングデータより設定
環境（自然）	猛禽類：○月は施工不可、上空制限高さ○m以下	提示された資料より設定
	工事排水 pH 値：8.5 以下、pH 値：7.0(上限値)	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値：25mg/L 以下（生活環境の保全に関する環境基準河川 AA 類型） SS 値：15mg/L(上限値)	提示された資料により設定 当該工事期間(12月～3月)と同じ月の過去3カ年の平均測定値を上限として設定
	アスファルト再生材使用量：320t 超	提示された資料により設定
地中障害物	地下鉄○○線	提示された図面より設定
地元協議	○時～○時まで施工不可	提示された図面より設定
	騒音：○○dB(A)以下	提示された資料により設定
関係機関協議	橋梁支間割：○○とする 構造物位置・寸法：○○とする	提示された図面より設定 (河川管理者との協議により設定しているため、変更は不可とする。)
	架空線：○○までに移設 占用物：○○までに移設	提示された図面より設定 ^{*1}
	交通規制：○時～○時まで車線規制不可	提示された資料より設定 (道路管理者、警察協議により設定しているため、変更は不可とする。)
作業用道路・ヤード	作業用道路：○○とする ヤード：○○とする	提示された図面より設定 ^{*2}
用地の契約状況	○年○月より使用可能	提示された資料により設定 ^{*3}
処分場	処分場：○○とする	提示された資料により設定 ^{*4}

※1 移設が遅延する恐れがある場合、技術協力業務段階で遅延の影響を受けにくい工法、工程等を検討すること

※2 近隣工事の遅延等により、作業用道路・ヤードに影響が及ぶ恐れがある場合は、技術協力業務段階で影響を受けにくい工法、工程等を検討すること

※3 用地交渉が難航する恐れがある場合、技術協力業務段階で影響を受けにくい工法、工程等の検討すること

※4 ヒ素等が発生した場合の残土処理の可否、対応等について、十分留意すること

(2) 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）

競争参加資格として設定されている技術的能力の審査を行う。

技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

1) 企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

- ・過去15年間における元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。

工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。

- ・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。
- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。
また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとする。

○地理的条件

- ・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

- ・優先交渉権者の選定日までに建設コンサルタント業務に関する一般競争参加資格審査の認定を受けるものとする。
- ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を、当該工事の着手後に専任で配置する。
- ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

2) 技術提案

- ・技術提案の評価は優先交渉権者選定の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載である場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とし非選定通知を行う。
- ・求める技術提案の内容等、詳細については、4.3.3を参照のこと。

(3) 競争参加資格要件と技術評価項目

表 4-6は企業評価における、競争参加資格要件と技術評価項目の役割分担の案である。

表 4-6 競争参加資格要件と技術評価項目案

資格要件・評価項目		WTO 以外		WTO		
		参加要件	交渉権者選定	参加要件	交渉権者選定	
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	×	○	×	
	工事成績	○	×	○ ^{※1}	×	
	表彰	×	×	×	×	
	関連分野での技術開発の実績	×	×	×	×	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況 (ISO 等)	×	×	×	×	
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	×	×	×	
	その他	△	×	×	×	
	地域精通度・貢献度等	地理的条件	△	×	×	×
		本支店営業所の所在地	△	×	×	×
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	×	×	×
配置予定技術者の近隣地域での施工実績		△	×	×	×	
災害協定の有無・協定に基づく活動実績		×	×	×	×	
ボランティア活動等	×	×	×	×		
その他	×	×	×	×		
技術者の能力等	資格	○	×	○	×	
	同種工事の施工実績	○	×	○	×	
	工事成績	○	×	○ ^{※1}	×	
	表彰	×	×	×	×	
	継続教育 (CPD) の取組状況	×	×	×	×	
	その他	△	×	×	×	
	技術提案	△	△	△	△	
理解度 (目的、条件、課題、方式等)	△	△	△	△		
主たる事業課題に対する提案能力	○	○	○	○		
損傷状況に関する所見 (補修工事)	△	△	△	△		
不測の事態の想定、対応力	△	△	△	△		
ヒアリング	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}		

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

※ WTO 対象工事にあつては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

※1 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。

※2 「理解度」、「主たる事業課題に対する提案能力」、「不測の事態の想定、対応力」の審査・評価にあつては、ヒアリングを実施する。

4.3.3 評価項目・基準の設定例

(1) 技術提案に関する評価項目の設定例

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事で技術提案を求め、価格等の交渉を通じて仕様を固めていくプロセスを有する。

そのため、技術提案を求める段階では、事業課題を踏まえ、施工者のどのような知見、能力を取り入れたいのか、発注者の意図を明確に示した上で、定量的な事項、要素技術の有無、提案数よりも、主たる事業課題への対応方針を中心に評

価することが基本となる。

その上で、工事の特性に応じて、実績等による裏づけ、不測の事態の想定、対応力等についても評価することとなる。

また、価格等の交渉を通じて確定した仕様に対して、履行義務が求められることとなる。

表 4-7に技術提案に関する評価項目の例、表 4-8に技術提案に関する評価基準の例を示す。

表 4-7 技術提案に関する評価項目の例

分類	評価項目	
理解度	業務目的、現地条件、与条件に対する理解	
	提案内容の適用上の課題、不確定要素に対する理解	
	技術提案・交渉方式に対する理解	
主たる事業課題に対する提案能力	課題解決に有効な工法等の提案能力	現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力
		周辺住民の生活環境の維持に有効な工法等の提案能力
		貴重種への影響の最小化に有効な工法等の提案能力
		地下水、土質・地質条件を踏まえた工法等の提案能力
		地下埋設物、近接構造物の安全、防護上有効な工法等の提案能力
		施工ヤード等の制約条件を踏まえた工法等の提案能力
		地滑り・法面崩落に対して有効な工法等の提案能力
		構造体としての安全性を確保する工法等の提案能力
		施工期間の短縮 ^{※1} に有効な工法等の提案能力
		コスト縮減 ^{※1} に有効な工法等の提案能力
	有効な補修工法等の提案能力	
裏付け	提案内容の類似実績等による裏づけ	
損傷状況に関する所見（補修工事）	損傷状況・原因	損傷状況やその原因に対する所見
	不可視部分	不可視部分に想定される損傷等に関する所見
不測の事態の想定、対応力	リスクの想定	不確定要素（リスク）の想定
	追加調査	品質管理、安全管理、工程管理、コスト管理上有効な追加調査
	管理方法	品質管理、安全管理、工程管理、コスト管理に有効な方法の提案能力

※ 本表は適用可能性のある評価項目を整理したものであり、具体的には最も優れた技術提案によらないと達成困難な工事目的に関する評価項目を中心に個別に設定する。

※1 工程短縮やコスト縮減の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期、施工体制等を確保することを前提とする。また、提案内容の評価においては、無理な工期、価格によって品質・安全が損なわれる、あるいは下請、労働者等に適正な支払いがなされない恐れがないよう留意する。

表 4-8 技術提案に関する評価項目の例

評価項目		評価基準
技術提案	技術協力業務の実施に関する提案	業務目的、現地条件、与条件、提案内容の適用上の課題、不確定要素等を十分に理解し、業務の内容、規模、課題、不確定要素に応じた技術協力業務の実施方針、実施手順、実施体制等が示されている。
		業務目的、現地条件、与条件等を理解し、業務の内容、規模等に応じた技術協力業務の実施方針、実施手順、実施体制等が示されている。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力	現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を少なくする優位な工法等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。
		現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を少なくする工法等が示されている。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地条件等を踏まえ、施工期間の短縮に関する優位な工法等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素	

